

# 報 道 資 料

平成31年3月15日（金）  
奈良県防災統括室 藤田主幹（内線 2272）  
奈良県農林部各担当  
【農地・農業施設災害復旧事業】  
農村振興課 長谷川主幹（内線 3909）  
菊田課長補佐（内線 3911）  
【林道災害復旧事業】  
森林整備課 高橋課長補佐（内線 3973）  
奈良県県土マネジメント部担当  
【公共土木施設災害復旧事業】  
砂防・災害対策課 岸本主幹（内線 4192）

## 台風第12号等による災害の局地激甚災害の指定について

台風第12号等の災害に係る、局地激甚災害の指定については、本日3月15日（金）の閣議において決定された旨、内閣府（防災担当）から情報提供がありました。

また、公布及び施行は、3月20日（水）の予定です。

局地激甚災害の指定に関する概要は以下のとおりです。

### 【局激：市町村単位】

#### <対象市町村>

- ・平成30年7月～8月の台風第12号（公共土木施設災害復旧事業）（農地等災害復旧事業）  
対象地区：曾爾村
- ・平成30年8月～9月の台風第19、20、21号等（農地等災害復旧事業）  
対象地区：天川村、十津川村

#### <措置の概要>

- ・公共土木施設災害復旧事業等に係る国庫補助率の嵩上げ  
（激甚災害指定前 69.8% ⇒ 88.8%）
- ・農地・農業用施設・林道の災害復旧事業等に係る国庫補助率の嵩上げ  
（農地は、激甚災害指定前 86.3% ⇒ 97.1%）
- ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（農地等の事業に適用）  
（地方債（市町村）を発行することが可能、交付税措置がなされる）